

神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する  
規則

別紙（案）のとおり

令和3年3月24日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎

（提案理由）

教育委員会事務局の内部組織における所掌事務の見直しに伴い、  
神奈川県教育委員会教育局組織規則について所要の改正をいたした  
く提案するものです。

**神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する  
規則**

神奈川県教育委員会教育局組織規則（昭和28年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第20号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (1) 調査統計に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 基幹統計及び一般的調査統計に関すること。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○神奈川県教育委員会教育局組織規則（昭和28年教育委員会規則第4号）

新	旧
<p>(総務室の事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(13)</u> 情報化の推進に係る企画及び調整に関すること。</p> <p><u>(14)</u> 教育委員会ネットワークに関すること。</p> <p><u>(15)</u> 神奈川県立の高等学校に係る再編整備の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p><u>(16)</u> 学校事務センターに関すること。</p> <p><u>(17)</u> 神奈川県立総合教育センターに関すること。</p> <p><u>(18)</u> 前各号に掲げるもののほか、局内他課に属しない事務に関すること。</p> <p>(行政課の事務)</p> <p>第4条 行政課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)</u> 調査統計に係る企画及び調整に関すること。</p> <p><u>(12)</u> 基幹統計及び一般的調査統計に関すること。</p> <p>(13) 職員の考査に関すること。</p> <p>(14) 職員の懲戒に関すること。</p> <p>(15) 人権教育の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。</p>	<p>(総務室の事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13)</u> 調査統計に係る企画及び調整に関すること。</p> <p><u>(14)</u> 基幹統計及び一般的調査統計に関すること。</p> <p><u>(15)</u> 情報化の推進に係る企画及び調整に関すること。</p> <p><u>(16)</u> 教育委員会ネットワークに関すること。</p> <p><u>(17)</u> 神奈川県立の高等学校に係る再編整備の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p><u>(18)</u> 学校事務センターに関すること。</p> <p><u>(19)</u> 神奈川県立総合教育センターに関すること。</p> <p><u>(20)</u> 前各号に掲げるもののほか、局内他課に属しない事務に関すること。</p> <p>(行政課の事務)</p> <p>第4条 行政課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(11) 職員の考査に関すること。</p> <p>(12) 職員の懲戒に関すること。</p> <p>(13) 人権教育の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。</p>

## 神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

教育委員会事務局の内部組織における所掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 総務室の事務のうち統計に関する事務を移管し、行政課の事務とする。  
(第4条第11号、第12号)
- (2) その他所要の改正を行う。(第3条第13～18号、第4条第13～15号)

### 3 施行期日

令和3年4月1日